

Click!

www.harakenzo.com/jpn/profile/business.html#webmeeting

06-6351-4384(大阪本部)

iplaw-osk@harakenzo.com (大阪本部)



- 平成29年(行ケ)第10187号 知財高裁平成29年8月30日判決言渡 (知財高裁第1部)
 - 無効審決取消請求事件
(原告 (特許権者) パイロットインキ等 : vs. 被告 (無効審判請求人) : (株)三菱鉛筆)
- <結論> 原告請求棄却 → 特許無効の判断維持 <論点> 「平均粒子径」の明確性
 ※消せるボールペンをめぐる訴訟 (パイロットインキ社の“フリクション”シリーズ vs. 三菱鉛筆社の“ユニボール アールイー”)

【1. 対象特許発明：特許4961115号、請求項1】

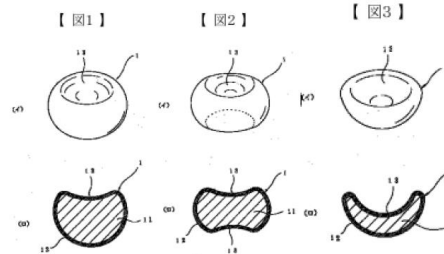
『可逆熱変色性筆記具用水性インキ組成物を収容したボールペン形態の筆記具であって、

前記可逆熱変色性筆記具用水性インキ組成物は、…可逆熱変色性マイクロカプセル顔料と、水を少なくとも含有してなり、

ここで、前記可逆熱変色性マイクロカプセル顔料の**平均粒子径**は、0.5～2.0 μmの範囲にあり、…、筆記具。』

- 特許請求の範囲及び本件明細書中に、**「平均粒子径」の意義に関する明示の記載はない。**
- 本件明細書には「前記マイクロカプセル顔料は、円形断面の形態であっても**非円形断面の形態であってもよい**」と記載 (段落0010)

パイロットインキの出願 (本件特許とは別の出願) の公開公報の図面。
※窪みを有する断面形状の形態が開示。



フリクション (黒) の粒子画像。裁判の証拠書類より。
※多数の「非円形断面」形状のマイクロカプセル顔料が存在。

